

○ 社会教育主事

- ・都道府県・市町村の教育委員会事務局に置く専門的職員（社会教育法第9条の2第1項）
※必置（人口1万人未満の町村を除く）だが、市町村の配置率は減少傾向にある
- ・主な職務は、社会教育を行う者への専門的技術的な助言と指導（社会教育法第9条の3第1項）

○ 司書

- ・図書館に置かれる専門的職員（図書館法第4条第1項）
- ・主な職務は、図書館の専門的事務への従事（図書館法第4条第2項）

○ 学芸員

- ・博物館に置く専門的職員（博物館法第4条第3項）
- ・主な職務は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどること（博物館法第4条第4項）

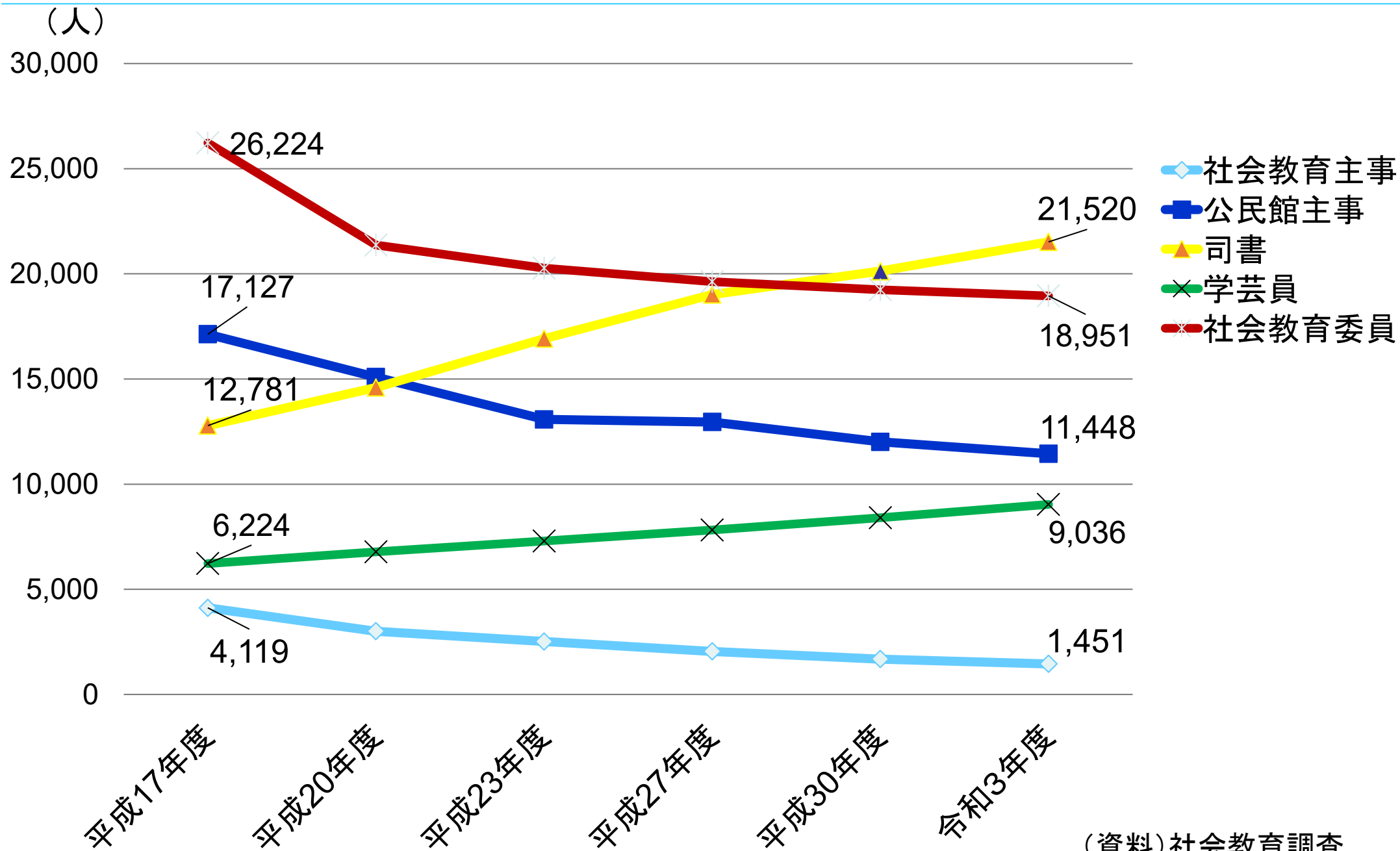
○ 社会教育委員

- ・都道府県・市町村に置くことができる非常勤の委員（社会教育法第15条第1項）
- ・教育委員会が委嘱。委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。
委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準（*）を参酌するものとする。（社会教育法第18条 第3次一括法により改正。）
- （*）…学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。
（社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令）
- ・主な職務は、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じ意見（社会教育法第17条第1項）

○ 公民館主事

- ・公民館に置くことができるとされる職員（社会教育法第27条第1項）
- ・主な職務は、公民館の事業の実施（社会教育法第27条第3項）

社会教育関係職員数の状況



(注)学芸員数は、博物館登録施設、博物館相当施設及び博物館類似施設の学芸員の合計。

社会教育主事制度・司書制度の概要と資格付与・資質向上に関する法令

社会教育主事制度

1 職務の概要

社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会事務局に置くこととされている専門的職員（社会教育法第9条の2第1項）。
主な職務内容として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を支援することなどが挙げられる。

2 社会教育主事となる資格の取得要件

- (1) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して、62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、社会教育主事補の職等の通算期間が3年以上になる者で、社会教育主事講習(4科目8単位)を修了した者
- (2) 教育職員の普通免許状を有し、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、社会教育主事講習を修了した者
- (3) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して、62単位以上を修得し、大学において「社会教育に関する科目」の単位(24単位)を修得した者で、社会教育主事補の職等の通算期間が1年以上の者
- (4) 社会教育主事講習を修了した者で、相当の教養と経験があると都道府県教育委員会が認定した者

司書制度

1 職務の概要

司書は、図書館法に基づき図書館に置くこととされている専門的職員（図書館法第4条第1項）。
主な職務内容として、図書館資料の選択・収集・提供、住民の資料の利用に関する相談への対応等の図書館の専門的事務に従事すること等が挙げられる。

2 司書となる資格の取得要件

- (1) 大学(短期大学を含む)を卒業した者で大学において「図書館に関する科目」(24単位)を履修した者
- (2) 大学(短期大学を含む)又は高等専門学校を卒業した者で司書講習(24単位)を修了した者
- (3) 司書補の職又は同等の職の通算期間が3年以上になる者で、司書講習を修了した者

資格付与

(1) 社会教育主事講習

社会教育法第9条の5 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

研修

(2) 社会教育主事等専門研修

社会教育法第9条の6 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

(3) 図書館司書等専門研修(図書館司書専門研修、新任図書館長研修、図書館地区別研修)

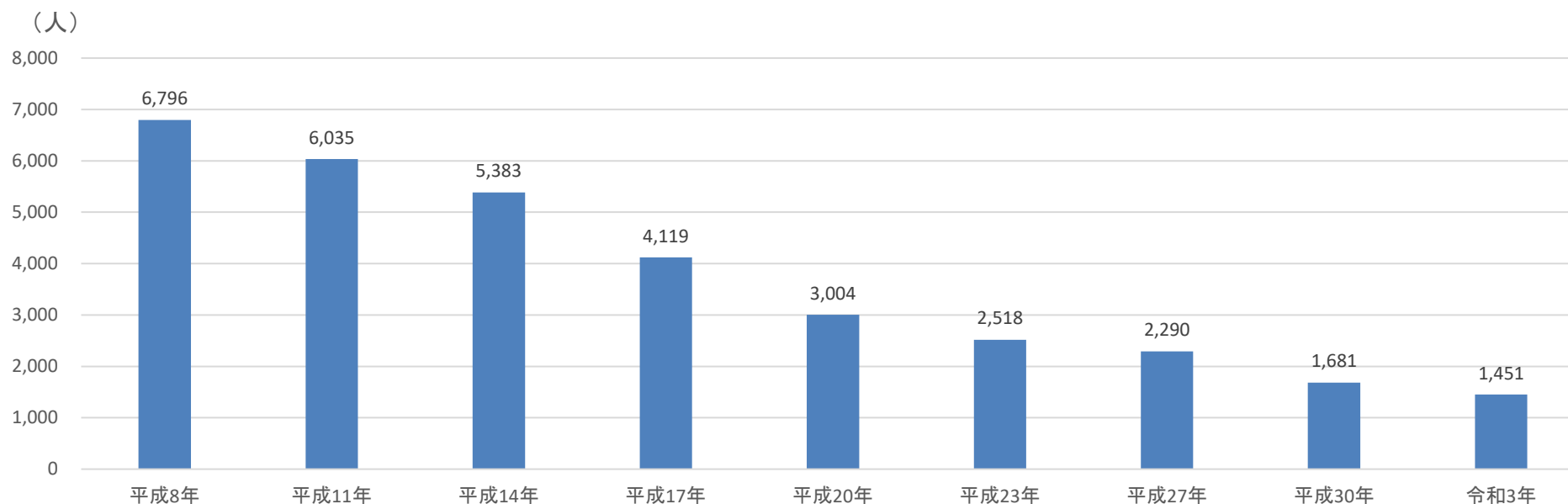
図書館法第7条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(4) 公民館施設職員等専門研修(公民館等施設職員初任者研修、公民館等施設職員専門研修)

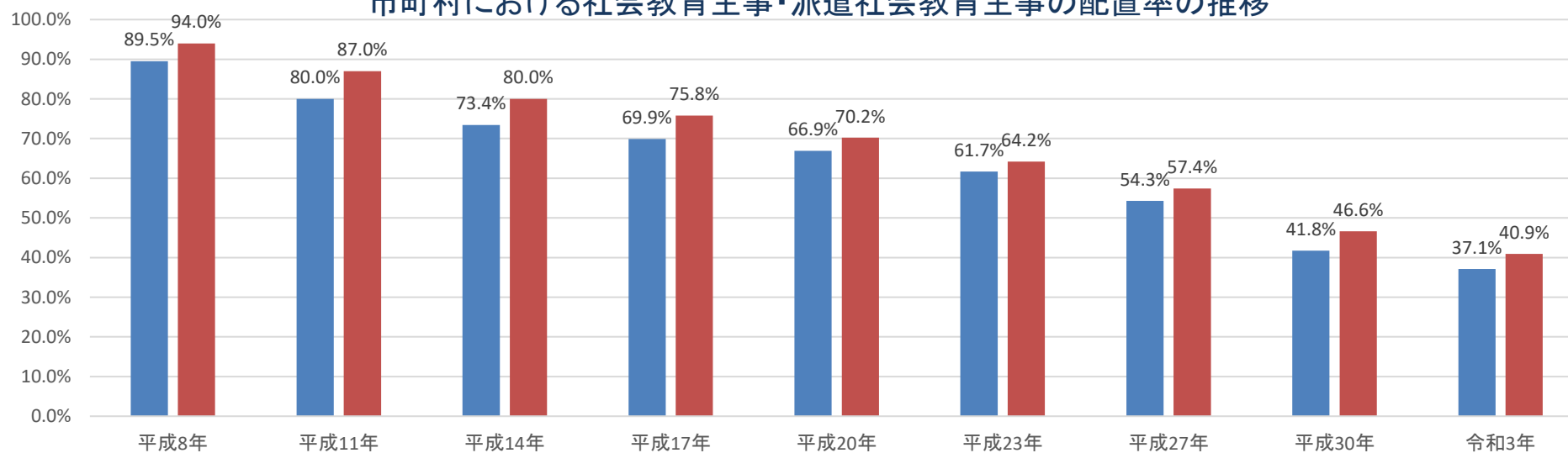
社会教育法第28条の2 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

都道府県・市町村教育委員会に置かれる社会教育主事の人数の推移

都道府県・市町村教育委員会に置かれる社会教育主事の人数の推移



市町村における社会教育主事・派遣社会教育主事の配置率の推移



(出典)社会教育調査

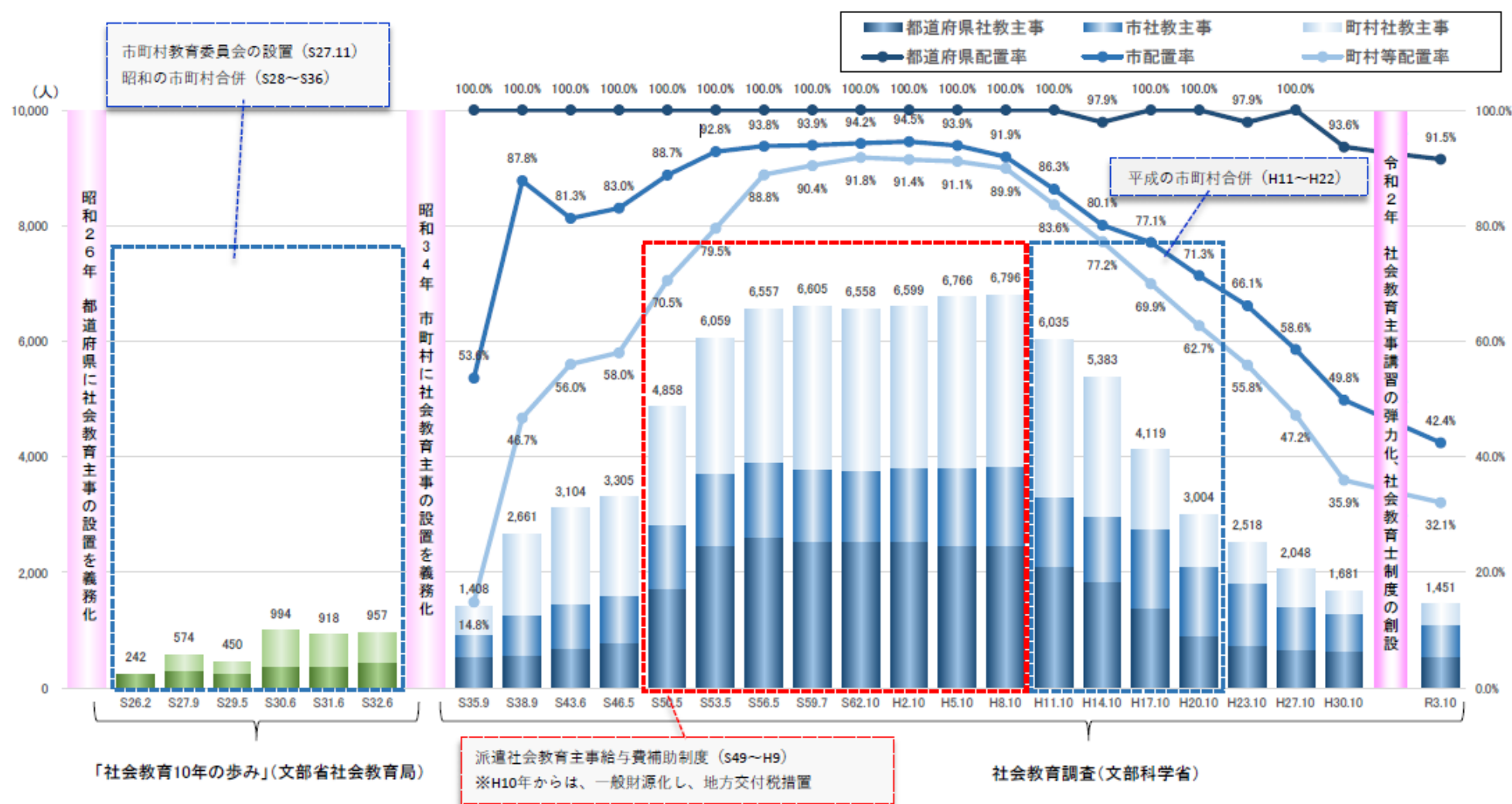
■ 配置率(社会教育主事のみ)

■ 配置率(派遣社会教育主事を含む)

〈1万人未満の町村を除く〉

社会教育主事の配置率の低下

都道府県・市町村教育委員会における社会教育主事配置状況



(注) 本資料は、「社会教育主事の減少と考える」(『社会教育』(通巻第766号)2010年4月全日本社会教育連合会)、「地域の生涯学習推進と指導者～社会教育主事の養成と登用を視点に～」(札幌国際大学 佐久間 章)の資料を基にして作成。

(出典)「社会教育10年の歩み」(文部省社会教育局)、「社会教育調査」(文部科学省)

派遣社会教育主事の実施状況について

市町村の社会教育指導体制の整備充実（社会教育主事未設置市町村の解消及び複数設置の促進）を図るため、都道府県が都道府県教育委員会の職員の身分を有する社会教育主事を、市町村の求めに応じて市町村教育委員会事務局に派遣する制度。

＜都道府県における派遣社会教育主事制度の有無＞（社会教育調査）

	有	無
平成 11年度	【41道府県】 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	【6都府県】 東京、長野、静岡、大阪、鳥取、高知
令和 3年度	【8道府県】 北海道、宮城、秋田、群馬、富山、京都、島根、山口	【39都府県】 青森、岩手、山形、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

＜財政措置の経緯＞

- ・昭和49年度 給与費補助による都道府県に対する国庫補助制度開始
- ・昭和60年度 交付金制度を改正し、「社会教育指導者事業交付金」により、必要経費の一部を交付
⇒平成9年度限りで「社会教育指導者事業交付金」廃止
- ・平成10年度 一般財源化し、地方交付税にて措置

平成25年9月）中央教育審議会生涯学習分科会 社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理

（社会教育主事の必置の必要性）

- 平成24年7月、全国市長会から、社会教育主事の必置義務の廃止の要望が提出されたが、社会教育行政が、今後とも地域住民の自主的な社会教育が円滑に実施されるよう環境情勢を図っていくためには、社会教育主事が関係施策の企画・立案や事業推進におけるコーディネート等の役割を果たしていくことが重要であり、引き続き必置を原則とすることが望ましい

（社会教育主事資格の活用）

- 社会教育主事講習で学んだ知識や社会教育主事としての経験は幅広く活用することが可能
 - ・ 首長部局への配置による他の行政分野との連携・協力の円滑化
 - ・ 社会教育主事経験者や有資格者のキャリアパスの構築
- 他の分野において社会教育主事資格の有用性が認知され、汎用化が図られるよう、社会教育主事資格が社会教育に関する専門的な資質・能力を保障するものとして認知される仕組みについての検討が必要
- 「社会教育士」、「地域教育士」という資格を民間レベルで創設し、それらの資格を有する人に社会教育行政以外の様々な場面で活躍してもらうことを容易に

平成29年8月）社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会 社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について

（社会教育主事資格の活用について）

- 社会教育主事として発令を受けずとも社会の各分野で教育活動に携わり活躍できることが望ましい。
- 社会の各分野で社会教育主事有資格者が活躍することは、社会全体における学習の充実と質の向上につながる
とともに、多様な社会教育関係者と共に学ぶことは、社会教育主事の資質・能力の養成を図る観点からも有意義であることから、今後、社会教育主事講習の実施に支障がない範囲で社会教育活動に携わる受講希望者を受け入れ
- 社会教育主事講習と社会教育主事養成課程の修了者については、「社会教育士(仮称)」の称号を付与することを検討（平成32年4月目途新制度に移行）

「社会教育士」創設までの主な議論②

平成30年2月28日公布）社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第5号）

（社会教育士の称号付与の趣旨及び概要）

- 社会教育主事講習等規程の改正においては、講習及び養成課程の学習成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができる

■ 社会教育主事講習等規程（抄）

第8条第3項 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。

第11条第3項 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

（社会教育士に期待される役割）

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。

平成30年12月21日）中央教育審議会答申 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について

- （社会教育主事は）「学びのオーガナイザー」として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、取組全体をけん引する極めて重要な役割を担う
- （社会教育士は）環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことが期待される
- 地域における課題解決の活動等に取り組む多様な人材が社会教育士を取得し、地域の様々な取組において活躍することが期待される

令和2年4月1日 （改正）社会教育主事講習等規程の施行

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令 (令和2年4月施行)

改正の趣旨

- 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(平成29年8月社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習(以下「講習」という。)及び大学(短期大学を含む。)における社会教育主事養成課程(以下「養成課程」という。)の科目の改善を図ることとする。
- また、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書 授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

改正の概要

1. 社会教育主事講習の科目及び単位数の改善 (第3条関係)

学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」を新設する。

科 目	単 位
生涯学習概論	2
社会教育計画	2
社会教育特講	3
社会教育演習	2



科 目	単 位
生涯学習概論	2
生涯学習支援論	2
社会教育経営論	2
社会教育演習	2

<計8単位>

2. 社会教育主事養成課程の科目及び単位数の改善 (第11条第1項関係)

「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を新設するとともに、社会教育主事の職務を遂行するために求められる実践的な能力を身につけることができるよう、「社会教育実習」を必修とする。

科 目	単 位
生涯学習概論	4
社会教育計画	4
社会教育特講	12
社会教育演習	4
社会教育実習	(選択)
社会教育課題研究	(必修)



科 目	単 位
生涯学習概論	4
生涯学習支援論	4
社会教育経営論	4
社会教育特講	8
社会教育実習	1
社会教育演習	3
社会教育実習	(選択)
社会教育課題研究	(必修)

<計24単位>

3. 「社会教育士(講習)」及び「社会教育士(養成課程)」の称号の付与 (第8条第3項, 第11条第3項関係)

講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

施行期日等

- この省令は、令和2年4月1日から施行する。
- その他、この省令の施行前に大学に在学している者等に関する所要の経過措置を講ずる。

社会教育主事講習で取り扱う内容

【社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）】

科目名・単位数	目 的	主な内容
生涯学習概論 〔2単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	・生涯学習の理念と施策 ・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令 ・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等
生涯学習支援論 〔2単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	・学習支援に関する教育理論 ・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実際とファシリテーション技法 等
社会教育経営論 〔2単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	・社会教育行政と地域活性化 ・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略 ・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実際 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略 等
社会教育演習 〔2単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	・社会教育に関する実践演習 ・社会教育に関する現場体験 等
合 計 8単位		

社会教育主事養成課程で取り扱う内容

【社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）】

科目名・単位数	目 的	主な内容
生涯学習概論 〔4単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	・生涯学習の理念と施策 ・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令 ・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等
生涯学習支援論 〔4単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	・学習支援に関する教育理論 ・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実際とファシリテーション技法 等
社会教育経営論 〔4単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	・社会教育行政と地域活性化 ・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略 ・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実際 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略 等
社会教育特講 〔8単位〕	社会教育主事としての幅広い視野、社会的関心を持たせるとともに、専門的内容についての理解を図る	・国際化と社会教育 ・情報化と社会教育 ・高齢化と社会教育 ・多文化共生と社会教育 ・社会的包摂と社会教育 ・健康教育と社会教育 ・防災・防犯と社会教育 ・人権教育と社会教育 ・同和問題と社会教育 ・環境問題と社会教育 ・青少年健全育成と社会教育 ・キャリア教育と社会教育 ・貧困問題と社会教育 ・家庭教育と社会教育 ・男女共同参画と社会教育 ・社会福祉と社会教育 ・特別支援教育と社会教育 ・消費者教育と社会教育 ・文化芸術と社会教育 ・文化財保護と社会教育 ・生涯スポーツと社会教育 ・地域の歴史文化と社会教育 ・地域産業と社会教育 ・ボランティア活動と社会教育 等
社会教育実習 〔1単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	・社会教育施設等における実習
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究 〔選択必修3単位〕		・具体の地域課題等を題材とした社会教育事業の立案 等に向けた演習 ・社会教育施設等における実習 ・社会教育の課題に関する研究 等
合 計 24単位		

11

社会教育人材に求められている役割（これまでの議論のまとめ）



文部科学省

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（平成30年12月21日中央教育審議会答申）

- （社会教育主事は）「学びのオーガナイザー」として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、取組全体をけん引する極めて重要な役割を担う
- （社会教育士は）環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことが期待される
- 地域における課題解決の活動等に取り組む多様な人材が社会教育士を取得し、地域の様々な取組において活躍することが期待される

第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理

～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～（令和4年8月）

- 公民館や地域学校協働活動推進員、学校教育における探究活動等への支援として社会教育士の活用促進、社会教育士をネットワーク化すること等による活躍機会の拡充
- 社会教育人材の量的な拡大や、様々な場面での社会教育士の配置・登用の促進
- 社会教育士の役割の明確化、社会教育士の称号付与要件など制度の在り方を含めた検討

次期教育振興基本計画について（令和5年3月8日中央教育審議会総会答申）

- オンライン化などによる社会教育主事講習を受講しやすい環境の整備
- デジタル技術の進展などの現代的諸課題・他機関等との連携促進等といった観点を踏まえた社会教育主事講習・研修のアップデート
- 首長部局の行政職員や地域学校協働活動推進員に加え、NPO や企業等の多様な人材が社会教育士の称号を取得
- 社会教育人材のネットワーク化等の促進



今後の生涯学習・社会教育の振興方策（重点事項・具体策）について（令和5年3月8日第134回中央教育審議会総会 文部科学省報告資料）

- 一人一人の生活と地域づくりを支える「学びと実践」の機会と場を提供する「地域の学びと実践プラットフォーム」を打ち出し、「地域の学びと実践プラットフォーム」としての役割を、社会教育人材・社会教育施設が連携して担うこととしている。
- 主に、以下の社会教育人材に関する事項について、中央教育審議会生涯学習分科会において継続して専門的に議論・検討を行う。

- | | |
|-----------------------|-------------------------------------|
| ・ 社会教育主事及び社会教育士の役割 | ・ 現代的諸課題や他機関等との連携促進を踏まえた講習・研修内容の見直し |
| ・ 社会教育主事講習受講要件の緩和・明確化 | ・ 受講者のニーズに応じたコースの設置促進・受講定員の拡大 |
| ・ 民間資格等による科目代替の検討 | ・ 社会教育主事講習・養成課程の修了証書の在り方 |
| | 等 |

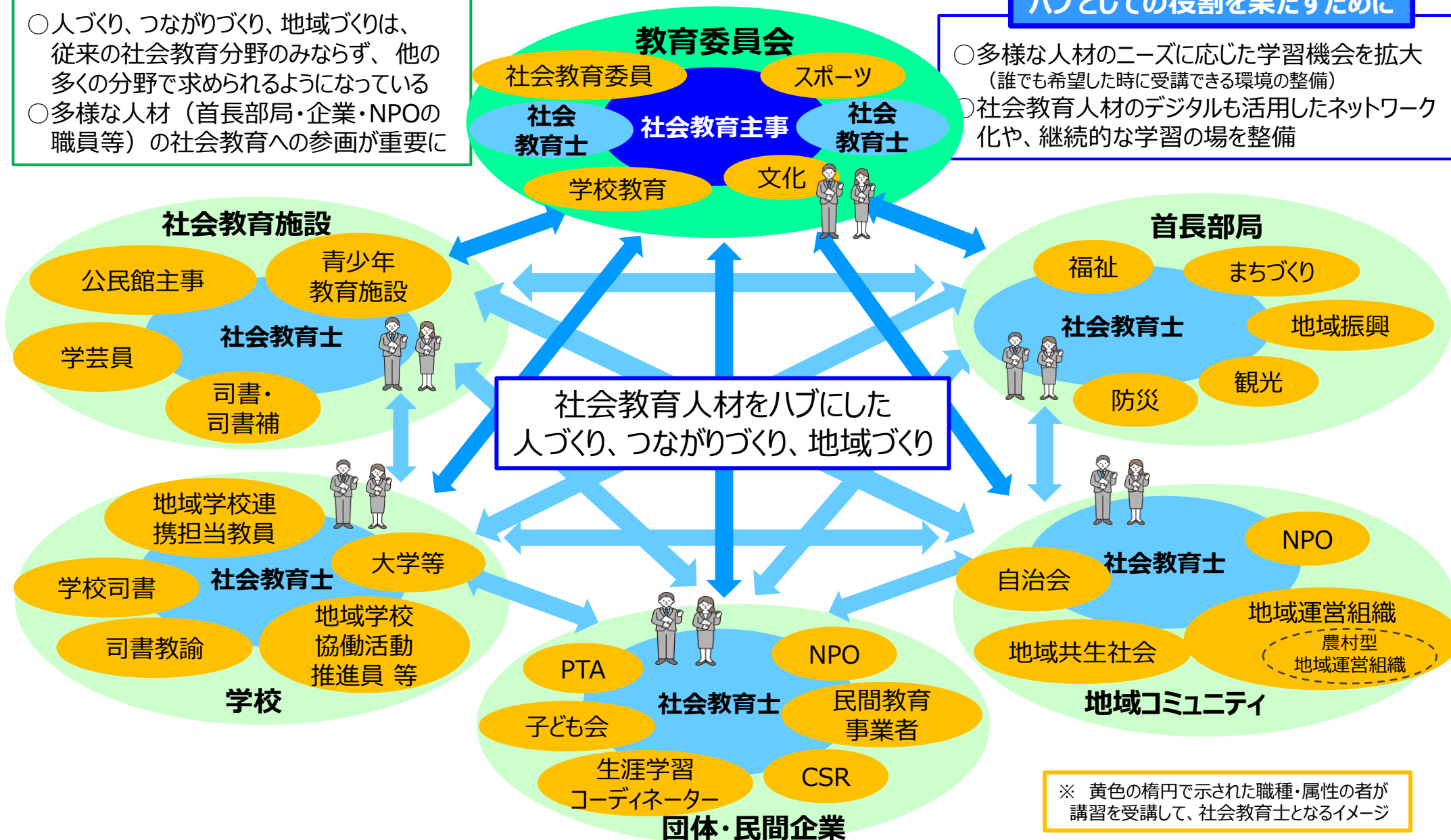
社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割

社会教育の裾野の広がり

- 人づくり、つながりづくり、地域づくりは、従来の社会教育分野のみならず、他の多くの分野で求められるようになっている
- 多様な人材（首長部局・企業・NPOの職員等）の社会教育への参画が重要に

社会教育人材がハブとしての役割を果たすために

- 多様な人材のニーズに応じた学習機会を拡大（誰でも希望した時に受講できる環境の整備）
- 社会教育人材のデジタルも活用したネットワーク化や、継続的な学習の場を整備



「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

- | | |
|---------|---|
| 第8条第3項 | 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。 |
| 第11条第3項 | 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。 |

これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,532人	1,382人	1,540人	6,360人
（内訳）養成課程	214人	336人	538人	1,139人	1,106人	3,333人
社会教育士称号付与数	706人	1,750人	2,070人	2,521人	2,646人	9,693人

社会教育主事の職務と期待される役割

○社会教育主事は、**社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員**であり、地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行う。

<根拠法令>【社会教育法第九条の二】都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

【社会教育法第九条の三】社会教育主事は、社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

<具体的な職務の例>

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

期待される役割

- 社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助すること。
- 「学びのオーガナイザー」(※)として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテーション能力等を発揮し、取組全体をけん引する中心的な役割を担うこと。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」
(平成30年12月 中央教育審議会答申)より

※学びのオーガナイザー：様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題を「学び」に練上げ、課題解決に繋げていく人材。

「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」
(平成29年3月 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 論点の整理)より

必要な資質・能力

- 人と人、組織と組織をつなぐ**コーディネート能力**
- 人々の納得を引き出す**プレゼンテーション能力**
- 人々の力を引き出し、主体的な参画を促す**ファシリテーション能力**

<養成のカリキュラムにおいて具体的に習得すべき能力>

- 生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識
- 地域課題や学習課題の把握・分析能力
- 社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
- 多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
- 学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
- 地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」
(平成29年8月 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)より

➡ **社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の公布**
(平成30年文部科学省令第5号)、令和2年4月1日施行

社会教育主事と社会教育士の役割や活動について

	社会教育主事	社会教育士
法令における規定	(社会教育法第9条の2) 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。 (社会教育法第9条の3) <u>社会教育を行う者に専門的技術的な助言指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。</u> 学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。	(社会教育主事講習等規程第8条) 修了証書を授与された者は、社会教育士(講習)と称することができる。 (社会教育主事講習等規程第11条) 修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。
業務・活動内容	教育委員会事務局が主催する社会教育事業・研修事業の企画・実施、社会教育施設・社会教育関係団体が実施する事業・活動に対する専門的な指導・助言を通じ、地域住民の学習活動の支援を行う。	公民館の職員等として社会教育行政の分野で活躍している例もあるが、他の分野における取組は、概ね社会教育士の各個人により、それぞれの所属や活動の場(首長部局、民間企業、NPO等)において、各分野の専門性と社会教育の知見を活かした取組が行われている。
人数	1,451人 ※市町村における配置率40.9% (令和3年10月時点 出典:社会教育調査)	9,693人(令和6年度時点 出典:文科省調査)
期待される役割	【現在】 <u>社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしている。</u> 【今後】 <u>上記に加え、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体による関連する取組全体を踏まえながら、社会教育人材のネットワーク活用しつつ、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、他分野の専門職と対等に協働しながら多様な分野と社会教育(行政)をつなぎ牽引する役割を担うことが期待される。</u> さらに、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割も担う。	【現在】 社会教育士は、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことが期待される。 【今後】 <u>各分野における専門性と社会教育の知見を活かしながら、様々な活動に社会教育としての学びの色彩を加える工夫を行ったり、また社会教育の手法を用いて活動を支援したりすることで、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする活躍が期待される。さらに、地域の社会教育人材ネットワークを活用することで、社会教育士によって地域の様々な取組がより効果的に推進されるようになることが期待される。</u>
求められる能力・知見	①人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力、②人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力、③人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力を発揮し、社会教育における学びと実践の活動を推進する力 <u>行政としての専門的知見</u>(社会教育計画の策定、社会教育関係団体の育成、学習計画や学習内容の立案・編成に関わる知見など)	

地域全体の学びのオーガナイザー

各分野の専門性を様々な場に活かす
学びのオーガナイザー

社会教育主事と社会教育士の役割・求められる能力及び知見

(社会教育人材部会における整理)



文部科学省

期待される役割

社会教育主事

地域全体の 学びのオーガナイザー

＝社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助する役割

社会教育士

各分野の専門性を様々な場に活かす 学びのオーガナイザー

＝社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わる役割

行政としての専門的知見（社会教育計画の策定、社会教育関係団体の育成、学習計画や学習内容の立案・編成に関わる知見など）

首長部局、民間企業、NPOなどの活躍の場において必要な各分野の専門的知見



社会教育における学びと実践の活動を推進するために必要な、

- ①人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力、②人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力、③人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

求められる能力・知見

地域における多様な主体による関連する取組全体を踏まえながら、社会教育人材のネットワークを活用しつつ、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、他分野の専門職と対等に協働しながら多様な分野と社会教育(行政)をつなぎ牽引する役割を担うことが期待される。

さらに、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割も担う。

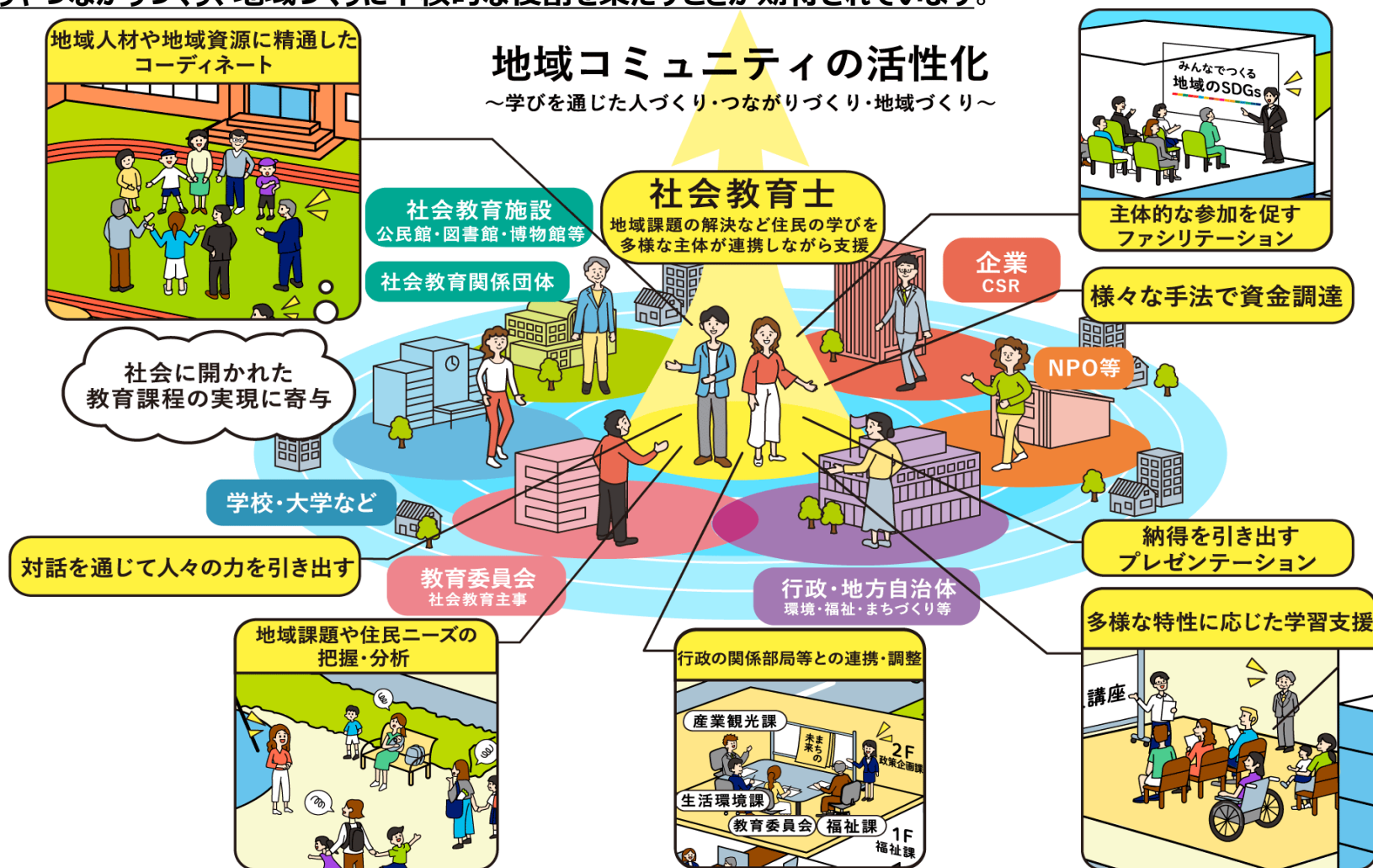
各分野における専門性と社会教育の知見を活かしながら、様々な活動に社会教育としての学びの色彩を加える工夫を行ったり、また社会教育の手法を用いて活動を支援したりすることで、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする活躍が期待される。

さらに、地域の社会教育人材ネットワークを活用することで、社会教育士によって地域の様々な取組がより効果的に推進されるようになることが期待される。

社会教育士に期待される役割（イメージ図）

「社会教育士」とは？～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和２年４月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



社会教育士の称号の取得・社会教育主事への任用の流れについて

大学に入学

社会教育主事講習の受講資格を満たす

- ①大学に2年以上在学し、62単位以上修得
- ②教育職員の普通免許状を所有
- ③2年以上社会教育主事補等の職にある 等
- ④4年以上学校で教諭や事務職員の職にある 等
- ⑤文部科学大臣が①～④と同等以上の資格を有すると認める者

令和元年度以前に
社会教育主事講習又は
社会教育主事養成課程を修了

社会教育主事養成課程
(6科目24単位)を修了

(必要な科目と単位数)

- ・生涯学習概論(4単位)
- ・生涯学習支援論(4単位)
- ・社会教育経営論(4単位)
- ・社会教育特講(8単位)
- ・社会教育実習(1単位)
- ・社会教育演習・社会教育実習・
社会教育課題研究のうち1科目
以上(3単位)

社会教育主事講習(4科目8単位)を修了

(必要な科目と単位数)

- ・生涯学習概論(2単位)
- ・生涯学習支援論(2単位)
- ・社会教育経営論(2単位)
- ・社会教育演習(2単位)

社会教育主事講習
(2科目4単位)を修了

(必要な科目と単位数)

- ・生涯学習支援論(2単位)
- ・社会教育経営論(2単位)

社会教育士(養成課程)の称号を取得

社会教育士(講習)の称号を取得

大学に二年以上在学し、
62単位以上修得
＋
勤務経験(A)1年以上

大学に二年以上在学し、
62単位以上修得
＋
勤務経験(A)3年以上

教育職員の普通免許状
＋
勤務経験(B)5年以上

これらに相当する教養と
経験があると都道府県
教育委員会が認定

教育委員会からの発令により社会教育主事となる

勤務経験(A):社会教育主事補、司書、学芸員、その他文部科学大臣が指定する職や業務にあった期間
勤務経験(B):学校等の学長、校長、副校長、副学長、学部長、教授、教諭、事務職員 等

社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業

令和7年度予算額
(前年度予算額)

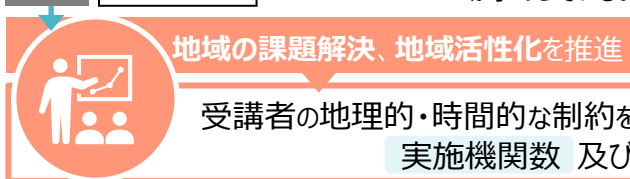
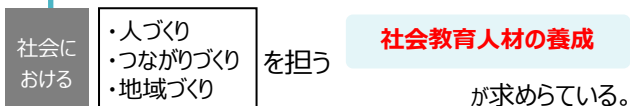
68百万円
71百万円)



背景・課題

◆ 第4期教育振興基本計画目標 R5.6閣議決定

- 『地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進』
・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて



◆ 社会教育主事講習「社会教育士」制度の推進による受講者の増加

- 令和2年4月から、社会教育主事講習の修了者等が、新たに「社会教育士」と称することができるようになった。
- 例年、一定水準の受講があり、「社会教育士」制度の推進により受講者が大幅に増加。



社会教育主事講習受講者数



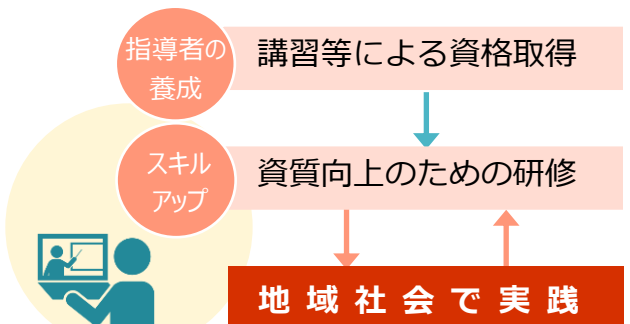
社会教育士の称号付与者数

R2	R3	R4	R5
706人	1,750人	2,070人	2,521人

事業内容

◆ 社会教育法・図書館法の規定に基づき、社会教育主事に必要な知識・技能を身に付けさせるための講習を行うとともに、社会教育主事・司書・公民館施設職員・社会教育士等への資質向上研修を行う。

また、講習の実施に当たっては、受講機会等を確保するため、ICT技術を活用した講習や、障害を有する方などが安心して受講できる環境を提供する。



社会教育人材(社会教育主事、社会教育士、新任図書館長、司書、公民館職員等)の養成・研修

	研修・講習名	詳細	件数・単価	対象
1	社会教育主事講習	社会教育主事の資格を付与する講習を大学等に委嘱して実施	(委託実施分15箇所) @約230万円 等	社会教育主事等の資格を取得しようとする教育委員会の職員、教職員等
2	社会教育人材等専門研修	オンデマンドも活用し、社会教育人材の資質向上を図るための研修を実施。研修を通じて様々な地域課題の解決を図る	各種研修により異なる	社会教育主事、社会教育士、図書館長・司書、公民館職員等

社会教育人材の活躍促進を図るための支援等(社会教育の裾野の拡大)

	件名	目的	内容
1	社会教育人材の活躍促進のための支援等	社会教育人材の更なる活躍促進に向けて、関係者の資質向上やネットワーク構築、実践事例の横展開等を行うため、表彰やフォーラムの実施、情報提供等を行う	優良公民館表彰・社会教育功労者表彰・フォーラムの実施、Webサイト等を活用した普及・啓発、情報提供 等

アウトプット(活動目標)

- 社会教育主事講習修了者等の安定した輩出
- 資質向上のための研修の充実

アウトカム(成果目標)

- 社会教育主事の着実な配置と社会教育士の養成
- 多様な主体による地域の学習機会の充実
- 現代的課題を捉えた専門人材の育成

インパクト(国民・社会への影響)

人づくり・つながりづくり・地域づくりの推進による住民一人一人の暮らしの向上、地域課題解決による地域の活性化
(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

社会教育主事講習の実施概要（国の委託費による講習）



令和7年度講習実施機関（文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関において実施）

①国の委託費による講習

新たに社会教育主事となりうる資格を得るために、4科目（生涯学習概論・生涯学習支援論・社会教育経営論・社会教育演習）を開設して実施。社会教育主事の任用資格の科目が一括で取得できることから、社会教育主事として任用予定・候補者が優先される。

	機関名	期間	主な曜日	主な時間帯	実施方法（※）			定員
					①	②	③	
1	北海道立生涯学習推進センター	【A】7月3日～8月27日	平日	日中	○	○		125人
		【B】10月25日～1月18日	土日	日中	○	○		125人
2	岩手大学	7月14日～8月7日	平日	日中	○		○	50人
3	東北大学	6月12日～8月9日	平日/土	日中	○		○	80人
4	宇都宮大学	7月22日～8月8日	平日	日中	○		○	80人
5	新潟青陵大学短期大学部	7月29日～8月22日	平日	日中	○		○	60人
6	福井大学	7月12日～10月20日	平日/土日	日中	○		○	60人
7	三重大学	7月24日～8月22日	平日	日中	○	○	○	80人
8	神戸大学	7月26日～8月27日	平日/土祝	日中	○		○	50人
9	岡山大学	7月14日～8月8日	平日/日	日中	○	○	○	60人
10	広島大学	7月21日～8月19日	平日	日中	○		○	50人
11	島根大学	7月19日～1月24日	(1)平日 (2)土日	(1)夜間 (2)日中	○	○	○	50人
12	高知大学	7月19日～8月27日	平日/土日	日中		○	○	40人
13	九州大学	7月21日～8月12日	平日/土	日中		○	○	80人
14	熊本大学	7月15日～8月8日	平日/土	日中	○	○	○	40人
15	国立教育政策研究所	【A】7月11日～8月28日	平日	日中	○	○	○	116人
		【B】1月16日～2月20日	調整中					

※ ①オンライン、②オンデマンド、③対面（複数の記載がある場合は、組み合わせて実施）

社会教育主事講習の実施概要（国の委託費によらない講習）



令和7年度講習実施機関（文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関において実施）

②国の委託費によらない講習

社会教育主事に必要な4科目のうち、全部または一部の科目を実施。①のような優先は特段設けられない。実施機関は受講料を徴収することができる。

	機関名	期間	主な曜日	主な時間帯	開講科目				実施方法(※)			定員
					生涯学習 概論	生涯学習 支援論	社会教育 経営論	社会教育 演習	①	②	③	
1	宇都宮大学	8月21日～11月24日	平日/土日祝	日中	○	○	○	○		○	○	30人
2	大東文化大学	10月2日～1月22日	平日	夜間		○	○		○			30人
3	社会構想大学院 大学	4月15日～1月20日	平日	夜間	○	○	○	○	○	○	○	30人
		4月19日～8月31日	土日	日中/夜間	○	○	○	○	○	○	○	50人
		7月29日～8月31日	平日/土日	日中	○	○	○	○	○	○	○	50人
		9月30日～2月8日	平日/土日	日中	○	○	○	○	○	○	○	30人
		9月27日～2月8日	土日	日中/夜間	○	○	○	○	○	○	○	50人
4	新潟青陵大学 短期大学部	6月17日～12月14日	平日/土日	日中/夜間	○	○	○	○	○		○	60人
5	新潟産業大学	10月1日～2月28日	平日/日	日中	○	○	○	○	○	○		50人
6	福井大学	7月29日～8月8日	平日	日中		○	○				○	20人
7	神戸大学	8月2日～8月26日	平日/土	日中		○	○		○		○	5人
8	高知大学	8月16日～8月25日	平日/土日	日中		○	○			○	○	10人
9	九州大学	7月21日～8月12日	平日/土日祝	日中		○	○		○		○	30人
10	放送大学	10月1日～1月20日	演習は土曜日にオンライン または対面にて実施			○	○		○	○	○	80人

※①オンライン、②オンデマンド、③対面（複数の記載がある場合は、組み合わせて実施）

社会教育主事養成課程の概要

文部科学省令で定められた社会教育に関する科目(生涯学習概論・生涯学習支援論・社会教育経営論・社会教育特講・社会教育実習・社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目)を大学が実施。

＜社会教育主事の養成に関する科目を開講している大学(令和7年度)＞

【4年制大学】 110校

（国立大学） 31

北海道大学	弘前大学	東北大学	宮城教育大学	秋田大学	山形大学	福島大学	筑波大学
宇都宮大学	群馬大学	千葉大学	東京大学	東京学芸大学	山梨大学	岐阜大学	静岡大学
名古屋大学	愛知教育大学	滋賀大学	京都大学	大阪教育大学	神戸大学	奈良教育大学	和歌山大学
鳥取大学	島根大学	広島大学	高知大学	九州大学	熊本大学	鹿児島大学	

（公立大学） 6

高崎経済大学	東京都立大学	都留文科大学	京都府立大学	大阪公立大学	北九州市立大学		
--------	--------	--------	--------	--------	---------	--	--

（私立大学） 73

札幌学院大学	札幌国際大学	北翔大学	北星学園大学	北海学園大学	弘前学院大学	石巻専修大学	尚絅学院大学
仙台大学	仙台白百合女子大学	東北学院大学	東北福祉大学	東北芸術工科大学	茨城キリスト教大学	東京福祉大学(※)	聖学院大学
文教大学	聖徳大学	青山学院大学	亜細亜大学	桜美林大学	国土館大学	駒澤大学	創価大学(※)
大東文化大学	玉川大学(※)	中央大学	帝京大学	帝京平成大学(※)	東京家政大学	東洋大学	東洋学園大学
日本大学	日本女子大学	法政大学(※)	明治大学	明治学院大学	立教大学	立正大学	和光大学
早稲田大学	神奈川大学	松蔭大学	田園調布学園大学	東海大学	八洲学園大学(※)	身延山大学	松本大学
常葉大学	愛知大学	愛知学院大学	中京大学	大谷大学	京都女子大学	京都橘大学	佛教大学(※)
藍野大学	追手門学院大学	大阪大谷大学	大阪樟蔭女子大学	関西大学	帝塚山学院大学	天理大学	就実大学
ノートルダム清心女子大学	広島国際大学	広島修道大学	広島女学院大学	四国大学	徳島文理大学	九州共立大学	九州産業大学
福岡大学							

【短期大学(部)】 2校

（私立短期大学） 2

帯広大谷短期大学	新潟青陵大学短期大学部						
----------	-------------	--	--	--	--	--	--

(※)は通信課程設置大学

令和6年度社会教育主事・司書・公民館職員に関する研修事業

○国立教育政策研究所社会教育実践研究センターと共催して実施しているもの

・社会教育主事専門講座

社会教育主事として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県の指導者的立場にある社会教育主事としての力量を高める。

「共に学び支え合う生涯学習・社会教育－ウェルビーイングの実現に向けた社会教育の取組－」

- ・期間：令和6年11月14日～11月19日
- ・対象：勤務経験が1年以上の社会教育主事等
- ・受講者数：45名

※この他、各都道府県教育委員会の社会教育主事を対象として、令和6年度より「社会教育主事の会交流研修会」を実施

・公民館職員専門講座

公民館職員として必要な高度かつ専門的な知識・技術について研修を行い、地域の指導者的立場にある公民館職員としての力量を高める。

「ウェルビーイングの実現に向けた公民館の在り方－共に学び支え合う公民館－」

- ・講座期間：令和6年10月16日～10月8日
- ・受講対象：公民館、公民館類似施設の館長及び職員、社会教育主事、生涯学習関連施設職員等の経験が1年以上ある者等
- ・受講者数：39名

・図書館司書専門講座

司書として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる司書及び図書館経営の中核を担うリーダーとしての力量を高める。

「ウェルビーイングの実現に向けた図書館の学び合い・支え合い」

- ・講座期間：令和6年6月6日～6月19日
- ・受講対象：図書館法第2条に規定する図書館に勤務する司書で、勤務経験がおおむね7年以上で指導者的立場にある者
- ・受講者数：68名

○公募により委託して実施しているもの

・社会教育士フォローアップ研修

社会教育士等を対象としたフォローアップ研修を実施し、社会教育士等の継続的な学習機会の確保及び地域における社会教育人材ネットワークの構築を目指す。

	実施機関名	講習期間	開講形式
1	北海道教育委員会	令和6年8月30日～10月4日	対面・オンライン
2	和歌山県教育委員会	令和6年7月5日～10月2日	対面

<テーマ>

・北海道教育委員会

「持続可能な社会の実現に向け、地域の可能性を引き出す学びをつくる社会教育のあり方」

・和歌山県教育委員会

「これからの社会教育施設の可能性」「なんとなくから始まる大人の学び」

・新任図書館長研修

新任の図書館長等に対し、図書館の管理・運営、サービスに関する専門知識や、図書館を取り巻く社会の動向等について研修を行い、図書館運営の責任者としての力量を高めることを目的とする。

- ・実施機関：筑波大学
- ・開講形式：オンライン形式（全国に配信）
- ・講習期間：令和6年9月18日～9月20日
- ・受講対象：公立図書館の館長・副館長に就任して1年未満の者
- ・受講者数：198名（令和5年度実績）

・図書館地区別研修

情報化の進展など図書館に関する最新のテーマや地域における課題等について研修を行い、図書館における中堅の司書としての力量を高めることを目的とする。

	実施機関名(予定)	講習期間	開講形式
1	北海道教育委員会	令和6年11月19日～11月22日	対面
2	神奈川県教育委員会	令和6年12月10日～12月13日	対面
3	岐阜県	令和6年12月3日～12月6日	対面・オンライン
4	堺市教育委員会	令和7年1月29日～1月31日	対面
5	広島県教育委員会	令和6年12月10日～12月13日	対面・オンライン
6	福岡県教育委員会	令和7年1月29日～1月31日	対面

・受講者数：629名（6機関合計・令和5年度実績）

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン(デジタル行政臨時調査会(令和4年6月3日))

デジタル行政臨時調査会において、代表的なアナログ規制を7項目上げた上でその7項目のうちのひとつとして対面講習についてデジタル化を推進するよう指示。

遠方に居住する場合であっても来訪が求められていたが、見直しにより、どこでも受講できるようになることで利便性が向上される。

今後の生涯学習・社会教育の振興方策(令和5年3月8日第134回中央教育審議会総会文部科学省報告資料)

○デジタル技術の進展を踏まえた社会教育主事講習等の内容の見直し

・社会教育におけるデジタル技術の活用促進や、デジタルデバイドの解消を進めるため、社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程の講義内容にデジタル技術の進展を反映する。

○社会教育主事講習・司書及び司書補の講習、学校図書館司書教諭講習のオンライン化の推進

・社会教育主事講習、司書及び司書補の講習、学校図書館司書教諭講習の受講やその手続きについて、希望する受講者がオンラインでの受講やその手続きができるよう、講師や受講者の間での双方向性の確保にも配慮した上で、講習実施機関にデジタル技術の活用を促す。



社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程におけるデジタル化の進展を踏まえた対応について (令和5年3月31日文部科学省総合教育政策局地域学習推進課通知)

文部科学省より、社会教育主事講習実施機関(過去に実施した機関も含む)に対して、以下の2点についてデジタル化の進展を踏まえた対応の通知を令和4年度末に発出。

1. 社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程で取り扱う内容へのデジタル技術の進展の反映について

社会教育におけるデジタル技術の活用促進や、デジタルデバイドの解消を進めるため、いずれかの科目において、デジタル技術の進展を反映した社会教育の意義と展開、デジタル技術を活用した効果的な学習支援方法やネットワーク形成等についての内容を令和6年度から取り扱うこと。

2. 社会教育主事講習の受講や受講手続きのオンライン化について

社会教育主事講習の受講を希望する者のニーズに対応して十分な講習を行うことができるようオンラインを活用した講習の実施などの取組を進めていく必要があることから、社会教育主事講習実施機関においては、受講者のニーズや科目の目的、特性等も踏まえながら、講習実施機関の実施に応じ、オンラインの活用をご検討いただくこと。

令和7年度社会教育主事講習の実施概要

- ・社会教育法第9条の5に基づき、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関において実施
- ・多くの機関が、オンラインによる方法を取り入れて講習を実施。一部機関ではフルオンライン受講が可能
- ・多くの機関が夏季休業期間を中心に開講しているが、土日・夜間を活用し、通年で開講している機関も一部ある

①国の委託費による講習

新たに社会教育主事となりうる資格を得るために、4科目(生涯学習概論・生涯学習支援論・社会教育経営論・社会教育演習)を開講

	実施機関数	実施方法	実施機関名
国の委託費による講習	15機関	フルオンライン(2機関)	北海道立生涯学習推進センター、社会教育実践研究センター(オンラインコース)
	定員合計 1,650名	オンライン・対面の併用 (14機関)	岩手大学、東北大学、宇都宮大学、新潟青陵大学短期大学部、福井大学、三重大学、神戸大学、岡山大学。広島大学、島根大学、高知大学、九州大学、熊本大学、社会教育実践研究センター(通常コース)

②国の委託費によらない講習

実施機関の判断により、1から4科目の開設を可能とした上で、複数年(最大5年間)での開講や受講料の徴収が可能

	実施機関数	実施方法	実施機関名 *全:4科目、支:生涯学習支援論、経:社会教育経営論
国の委託費によらない講習	10機関	フルオンライン(3機関)	大東文化大学(支・経)、社会構想大学院大学※(全)、新潟産業大学(全)
	定員合計 525名	オンライン・対面の併用 (6機関)	宇都宮大学(全)、新潟青陵大学短期大学部※(全) 神戸大学(支・経)、高知大学(支・経)、九州大学(支・経)、放送大学(支・経)
		対面のみ(1機関)	福井大学(支・経)

※社会構想大学院大学は、オンライン・オンデマンド・対面から選択可能

＜参考＞ 社会教育主事養成課程設置大学・・・112校(令和7年4月1日現在)

(内訳) ・国立大学 31校 ・公立大学 6校 ・私立大学 73校 ・短期大学(部) 2校

令和6年度 地方分権改革に関する提案について

提案事項(提案団体)

司書教諭の設置義務の緩和(八王子市)

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針【令和6年12月24日閣議決定】

(12) 学校図書館法(昭 28 法 185)

司書教諭(5条)については、業務負担の軽減及び地方公共団体における柔軟な人事配置に資するよう、司書教諭講習修了者の増加を図るため、以下の措置を講ずる。

- ・ 司書教諭講習については、オンライン及びオンデマンドを活用し、実施時期について柔軟な対応を検討するよう、大学及び地方公共団体に令和6年度中に通知する。
- ・ 司書教諭講習相当科目を大学の教職課程において選択科目として取り入れるよう、大学に令和6年度中に協力要請を行う。
- ・ 司書教諭講習修了者が特定の教科の教諭に偏らないよう、多様な教科における学校図書館の活用事例について、地方公共団体に令和6年度中に周知する。

学校図書館司書教諭講習の実施状況について

- ・講習実施機関の実情や判断により、1～5科目での開設 ⇒ ※令和7年度 1科目：5機関 2科目：13機関
- ・学校が夏季休業中である7月末～8月中に開催が集中 計31機関 3科目：10機関 5科目：3機関
- ※一部の機関は、9月の連休に実施

＜実施状況＞

年度	実施機関数	定員	修了者数
令和3年度	33機関	1,550人	5,175人
令和4年度	33機関	1,365人	5,211人
令和5年度	33機関	1,514人	4,864人
令和6年度	32機関	1,500人	4,836人
令和7年度	31機関	1,490人	—

※放送大学は定員設定がないため定員に含まず（機関数、修了者数には含む）。例年500～700程度が修了。

修了者数が定員を上回るのは、大学で司書教諭の相当科目を修得し、実施機関で修了手続を受けた者を含むため。

＜令和7年度の講習実施方法＞

オンライン	オンデマンド	併用 (対面・オンライン)	対面
【2機関】 埼玉大学、 栃木県総合教育 センター	【2機関】 放送大学、 大阪教育大学	【11機関】 北海道教育大学、東京学芸大学、 新潟大学、上越教育大学、富山 大学、信州大学、静岡大学、愛知 教育大学、やまぐち総合教育支援 センター、鳴門教育大学、琉球大 学	【16機関】 宮城教育大学、筑波大学、福井大学、 山梨大学、岐阜大学、三重大学、京都 教育大学、奈良教育大学、広島大学 香川大学、愛媛大学、高知大学、福岡 教育大学、長崎大学、熊本大学、宮崎 大学、鹿児島大学

社会教育人材部会最終まとめを踏まえたこれまでの主な対応



- **都道府県・市町村教育委員会、首長部局、大学等に対し、中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）」を踏まえた対応について（令和6年7月11日付け6教地推第49号地域学習推進課長通知）を発出し、主に以下を依頼・周知**

〔社会教育人材の養成に係る改善方策〕

- ・ 社会教育主事講習の定員拡大
- ・ デジタル化への対応を含め、受講者のライフスタイルやニーズに応じた多様な受講形態の促進等による受講者の選択肢の拡大
- ・ 社会教育主事養成課程における他分野専攻の学生や社会人が履修しやすくなるような取組の促進、社会教育実習におけるハラスメントの予防やその発生時の対応

〔社会教育人材の活躍に係る改善方策〕

- ・ 社会教育主事の配置促進（計画的な人材育成・人材の確保、都道府県教育委員会による派遣社会教育主事制度の活用を含めた未配置市町村への配置促進）
- ・ 社会教育士の認知度向上や有用性（首長部局も含めた事例の周知）
- ・ 社会教育士の活躍場所の拡大（地域学校協働活動推進員等としての登用、社会教育施設への配置、指定管理者公募時の条件・評価対象化等）
- ・ 社会教育人材のネットワーク化（社会教育主事が中心となった都道府県・市町村等の地域単位のネットワークの構築・活性化等）
- ・ 旧制度における受講者の社会教育士の称号取得の促進（多様な受講形態での講習の提供、魅力ある講習内容の充実）
- ・ 社会教育士の称号が付与された旨を明確化した修了証書の発行
- ・ 継続的な学習機会の確保（研修のオンデマンド配信等）

- **社会教育主事講習科目の履修に相当する水準を有すると認める学修に関する基準（令和6年10月10日文部科学大臣決定）の制定**

- ・ 民間の資格等の内容に応じて、社会教育主事講習科目の一部を免除できるよう、科目代替を認める文部科学大臣の認定基準を決定
- ・ 法人格を有する団体等の申請により、認定を受けた一定の学修が、講習の科目の一部として活用可能となる（令和7年度～）

- **社会教育士フォローアップ研修の実施**

- ・ 社会教育士の継続的な学習機会の確保のため、教育委員会に委託しフォローアップ研修を実施（R6：2機関 R7：9機関）

- **社会教育主事と社会教育士等の配置・在り方に関する調査研究（令和6～8年度）**

社会教育人材部会最終まとめにおいて、社会教育主事の配置促進や社会教育士の活躍促進に向けて、国は、市町村における社会教育主事の配置の好事例等の周知や、社会教育士の活躍事例の収集・ロールモデルの提示が必要であるとされたことを踏まえ、**国立教育政策研究所社会教育実践研究センターにて調査研究を実施中。**

社会教育の担い手である社会教育主事・社会教育士について、**社会教育主事の役割や職務、また、社会教育士への期待及び活躍状況等の実態を把握し、社会教育主事の配置の必要性や社会教育士の活躍場面等を明らかにすることを目的**としている。

社会教育主事講習の科目代替(大臣認定学修)の認定について

1. 制度の趣旨・概要

社会教育主事講習の多様な受講ニーズ等を踏まえ、受講機会の拡大等を目的に、社会教育主事講習等規程第7条第3項に規定する学修を定める件(平成21年文部科学省告示第126号)第2条に基づく大臣認定学修(文部科学大臣が社会教育主事講習科目の履修に相当する水準を有すると認める学修)として認定するもの。

- ・実施主体は、①国、②地方公共団体、③大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)、④法人格を有する団体。
- ・科目は、①「生涯学習概論」、②「生涯学習支援論」、③「社会教育経営論」、④「社会教育演習」のうち、1科目～4科目を選択して実施。

2. 申請の時期

申請の受付は、認定を受ける年度の3ヶ月前まで(前年度の年末〆切)

3. 認定の取消について

- ①当該学修が廃止された場合
- ②申請書の内容に虚偽があった場合
- ③基準違反による是正勧告にもかかわらず、基準を満たしていない状態となった場合
- ④実施主体において、文部科学省の信用を傷つける行為が認められた場合

4. 令和7年度の認定について

- ・申請団体：1件(公益社団法人全国子ども会連合会)
- ・大臣認定学修の名称：「地域推進コーディネーター研修」(2単位、30時間)
- ・相当する科目：「生涯学習支援論」
- ・適用：令和7年度実施分から

社会教育士制度の広報活動 ～多様な広報ツールを活用～

令和2年度から新たに始まった「社会教育士」への社会的な関心を高め、多様な場で活用されるようになることを目指し、様々な分野の社会教育士の活躍を特設サイトやPR動画等で紹介しています。

1. 社会教育士特設サイト

社会教育士への社会的な関心を高め、今後、多様な場で活用されるようになることを目指し、令和3年2月に特設サイトを開設しています。

特設サイトではマンガやイラストを使って社会教育士の専門性などを分かりやすく説明しています。



社会教育士取得へのステップ



2. 社会教育士PR動画

福祉・防災・観光・多文化共生など様々な分野で活躍する社会教育士のPR動画を公開しています。



3. 社会教育士note

社会教育士の活躍紹介を中心に、全国の社会教育現場や社会教育に関わる人など、社会教育について様々な角度からお届けする社会教育士noteを令和3年4月に開設し、定期的に更新。

現在、フォロワー数約1,200人。

社会教育士の活躍事例は
noteで絶賛更新中！



4. 俳優・タレントの村井美樹さんを応援大使に任命

社会教育士制度をより多くの人に知っていただき、広く活用していただくため、令和3年8月19日(木)、俳優・タレントの村井美樹さんを社会教育士応援大使(※令和5年4月1日からは「社会教育応援大使」に名称変更)に任命しました。

村井美樹さん プロフィール

俳優・タレント 出身地・京都府 早稲田大学教育学部を卒業。テレビ番組のコメンテーターやレポーター、また、クイズ番組や漢字に強い高学歴知性派タレントとして活躍。鉄道ファン・歴史好きで旅番組や歴史番組にも多数出演。社会教育主事養成課程の修了者。学芸員有資格者。



全ての人に開かれた公民館（沖縄県那覇市若狭公民館）

公民館の概要

- ・エリアの人口：約3万人（約1万5千世帯）
- ・若狭公民館は「NPO地域サポートわかさ」が指定管理者として運営。社会教育主事有資格者の館長を含む6人のスタッフで運営。

取組の概要と特長

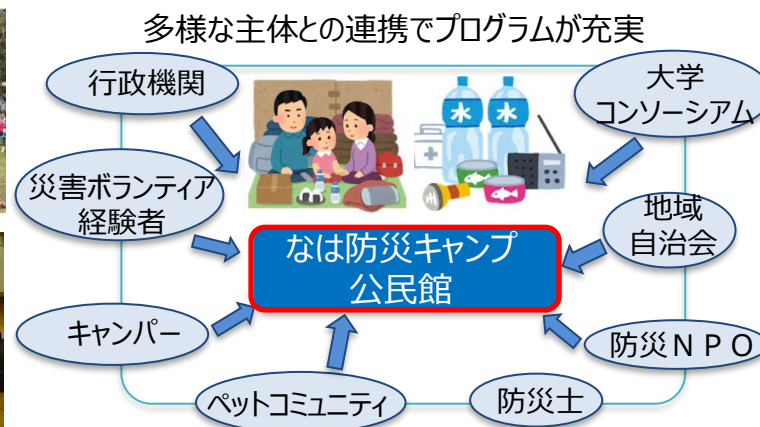
近隣自治会長や民生委員、学校、利用者団体連絡協議会長、地域住民有志等からなるNPO法人として指定管理を受け館を運営。地域課題に対応するために、青年層や在住外国人、ひとり親世帯など、ひごろ公民館に足を運ぶことが少ない層への取組に加え、多様な主体と連携した取組を推進。

“魅力ある楽しい活動”を軸とした新たなコミュニティづくり～「なは防災キャンプ」

「なは防災キャンプ」について

「誰でも、簡単に、楽しみながら学べる」をコンセプトに2019年1月にトライアル版を実施して以降、春～冬の季節ごとに計5回実施。非日常の空間やキャンプのノウハウ、野外活動等を楽しみながら、防災や災害時の対応を学ぶことができる。

防災の専門家や行政によるブースだけでなく、キャンパーが設置したシェアキッチンでの持ち寄り食材調理やテント設置の体験ブース、ペット防災に関するブース、避難所でもできる子供向け遊びブース等、様々な方の知識や特技を防災的観点から活かしている。



ゆるやかなつながりの創出×様々な人材×地域課題へのアプローチ

「ゆるやかなつながり」の創出

地域活動の担い手不足への不安や高い子どもの貧困率、急激な外国人留学生の増加による住民との軋轢など、様々な地域課題を解決するため、地域コミュニティの再構築をめざす。



コミュニティを「自分らしくいられる居場所」と捉え、興味関心や利害、情報を共有しながら共に活動をしていけるよう、様々な“魅力ある楽しい活動”や“届ける活動”づくりを推進。ユニークかつ創造的なプログラムから「ゆるやかなつながり」へ。

多様な機関・団体との連携

公民館報やホームページ、SNS等において、予定だけでなく取組の結果や地域情報など多角的な発信を重ねることで、公民館での活動に興味を持つ多様な機関・団体との連携が実現。

【関わる多様な機関と 相談から生まれた企画例】

- 南極観測隊OB「南の島の南極教室」
- 地域音楽団体「ジュニアジャズオーケストラ那覇ウエスト」
- 映画制作会社「子ども国際映画祭」
- 大学生「土曜朝塾」（教員志望学生のインターンも受け入れ）
- NPO法人「無料英会話教室」（就学援助世帯及びひとり親世帯の児童・生徒対象）

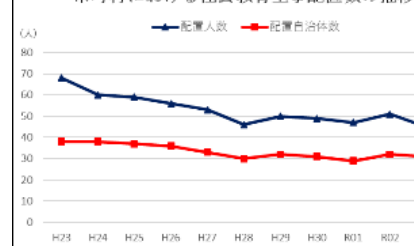


都道府県における社会教育士制度の活用促進（千葉県教育庁）

社会教育主事の配置状況等

市町村教育委員会における社会教育主事の配置は、平成18年度には、97名（42市町/56市町村）であったが、令和3年度には45名（31市町/54市町村）に減少しており、この傾向は近年継続している。

市町村における社会教育主事配置数の推移



社会教育士に関する関心の高まり

- 令和2年度から始まった「社会教育士」の称号を取得することを目的とした、社会教育主事講習についての千葉県への問い合わせが増加している。
- 社会教育関係団体やNPOの方、企業の社員、市職員、大学生など、幅広い層からの問合せが増えている。

社会教育士周知チラシの作成・配布

教育委員会事務局や首長部局、企業、NPO等の社会教育に携わる多様な主体の中で、連携・協働して人づくりや地域づくりに活躍することが期待される「社会教育士」の周知・活用に資するチラシを作成し、県ホームページへの掲載、関係機関等への配布を行っている。



（学校版）

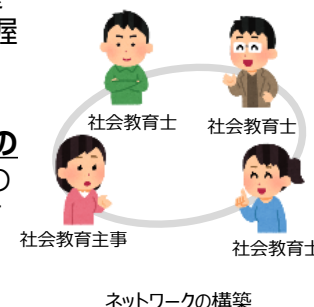


（企業・NPO版）

学校版、社会教育施設版
行政版、企業・NPO版と
対象者ごとにチラシを作成

社会教育主事有資格者及び社会教育士のメーリングリストの運用

社会教育主事は、人事異動等で相互の繋がりが途切れてしまうこともあり、社会教育士に至ってはその把握すら難しい現状がある。このため、社会教育主事や社会教育士同士のネットワークを構築し、連携等が図られるよう、**社会教育主事有資格者及び社会教育士のうち希望者によるメーリングリストを運用**している。このメーリングリストを活用し、研修情報等を情報提供している。今後は、相互の情報交換が可能となるような仕組みや社会教育士の活用に繋がる仕組みも検討中。



社会教育主事等実践研究交流会の実施

社会教育主事講習や養成課程で培われる知識や能力を維持し、高めていくためには、日々の実践に加えて**現職研修が重要**となることから、千葉県では、**社会教育主事・社会教育士の現職研修の場として、生涯学習センターで実践研究交流会を実施**している。

令和3年度は、さわやかちば県民プラザにおいて、社会教育主事・社会教育士、社会教育主事有資格者等を対象とした、事例発表や討議・情報交換等を通して社会教育主事・社会教育士の役割について理解を図る研修会を実施した。今後は、求められるスキルを維持・増進するための研修も検討中。



R3年度 実践研究交流会

千葉県ホームページでの情報提供

また、県のホームページで社会教育主事講習の受講に関する情報や社会教育士に求められる役割などを掲載し、情報提供を行っている。



千葉県教育委員会のホームページ

地域総がかりで子供たちを育む環境醸成（愛媛県西予市野村地区）

社会教育主事の配置状況等

愛媛県西予市 人口：約38,000人
西予市職員約560人のうち、社会教育主事有資格者31名。（うち2名発令）
30歳前後の市職員を公民館主事に配属し、積極的に社会教育主事講習に派遣。

取組の概要と特長

社会教育主事講習を受講した公民館主事が、身につけた社会教育に関する体系的な知識等の専門性や他地域のさまざまな事例等を参考に、自治体の社会教育主事と連携。新たに子供たち向けの体験的教育プログラム「**のむらチャレンジ隊**」をスタートさせた。館だよりやSNS等での発信の積み重ね等をきっかけとして、**地域内外の多様な主体が関わる活動に発展**。地域ネットワークの深まりに寄与した。

様々な主体との連携による取組の充実～「のむらチャレンジ隊」

多様な体験、学習活動を通して、子供たちの健全育成につなげていく活動として開始。**館だよりやSNS等での丁寧な発信が各方面からのタイアップ・依頼につながる**ようになり、様々な企画が展開。
その後も、**子供たちが自ら企画立案し、より主体的に活動を進めていけるよう**プログラム内容の工夫や中高生による活動「N-ジオチャレ」等を展開。

【「のむらチャレンジ隊」のタイアップ先と活動・さらなる展開】

- 漁協「鮎つかみ取り」・ 域内の各商店「はんこづくり」「ケーキづくり」
- 他地区公民館「陶芸体験」・ 食品開発グループ「マヨネーズづくり」
- 農業協力者「ジャガイモ・さつまいもほり」・ 市観光部局「ジオサイクリング」
- 域内の神社「まつり」としての田植え～もちつき」 … 等
- “軽トラ市”への参加（体験による収穫から製品化・販売の工夫）
- ジオパークを活用した地域づくり（中高生によるスタッフ参加等）

様々な主体との連携と「のむらチャレンジ隊」



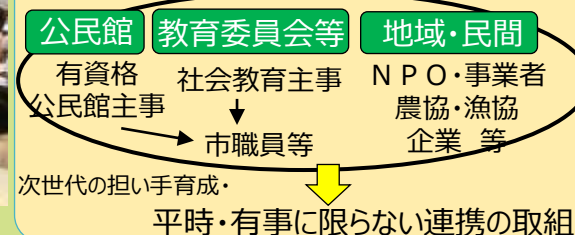
地域ネットワークが発揮する力～平成30年7月豪雨災害時の対応等

野村地域も被災し、避難所が開設された。
予定されていた夏休みのイベントや行事は中止となったが、有資格公民館主事や社会教育主事が中心となって構築してきた地域ネットワークが活かされ、NPOや民間企業等と連携した子供たち向けの教育プログラムが実施されるなど、災害時においても地域資源を最大限活用した取組が進められた。
また、小学校区ごとに設置されている地域づくり組織にも社会教育主事有資格者が参加し、次世代を担うメンバーの育成やネットワークづくりを進めている。



企業による教育プログラム

地域ネットワークと地域づくり組織



社会教育人材の活用事例（北海道教育委員会）

取組の概要と特長

学校づくりを担う一員として、地域等とも連携・協働しながら、課題解決に取り組む教員の採用を図る観点から、**教員採用検査**の第1次検査（筆記）において、社会教育士・社会教育主事講習を修了した者に対し、加点を行うこととした。

教員採用検査における活用の取組

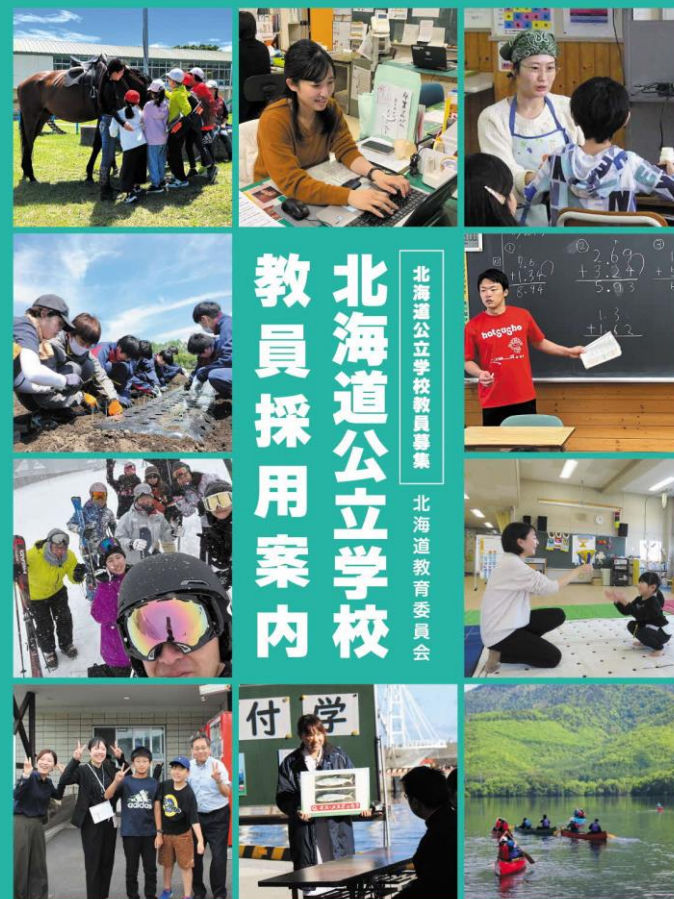
- ・令和 8 年度教員採用検査より、第 1 次検査（筆記）において、社会教育士・社会教育主事講習を修了した者に対し、5 点の加点を行うこととした。

受検区分・教科 (科目)	資格等の内容	証明書類
全受検区分	次のいずれかに該当する者 ・社会教育主事講習を修了した者 ・社会教育主事養成課程を修了した者（大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位（24 単位）を修得した者）	社会教育主事講習の修了証書の写し又は社会教育主事養成課程の単位取得証明書

北海道が求める教職員像

- ◎教育者として、強い使命感・倫理観と子どもへの深い教育的愛情を常に持ち続ける教員
- ◎教育の専門家として、実践的 指導力や専門性の向上に、主体的に取り組む教員
- ◎学校づくりを担う一員として、地域等とも連携・協働しながら、課題解決に取り組む教員

拓け！北海道のみらい



社会教育人材（社会教育士等）の活動事例

今後、社会教育施設や学校、行政、民間など様々な場で、地域の学びと実践をコーディネートする社会教育人材の活躍が期待される

学校図書館 × 社会教育（埼玉県さいたま市）

学校図書館（司書）の役割・業務

- 学校図書館の運営に必要な専門的・技術的な職務
- 学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を教員等とともに進める

等

社会教育（士等）の視点

- 司書の専門性を活かし、**本を通じて**自校の生徒を地域の多様な人や施設・団体とつなげることで、地域と協働・連携することができる
- **学校図書館の機能を活かし**地域とつながることで、自校の生徒だけでなく貧困などの課題を抱える子供たちに本を届ける取組を推進できる

具体の取組・活動

- 公民館と連携して「ビブリオバトル」などの読書活動を実施することで、**中学生・高校生が、多様な年代と関わる**ことができる場である**公民館にあらためてつながる**（高校と公民館の連携、生徒の多世代交流の機会）
- ネットワークを生かして地域の**NPO活動等にも関わり、子供たちの居場所に本を届ける活動に参画**
- 本と人をつなげるために、**図書館関係者以外の人とのつながりづくり**を積極的に展開（Youtubeラジオなど）



防災行政 × 社会教育（北海道恵庭市）

防災行政（職員）の役割・業務

- 自治体の防災計画等の策定
- 防災マニュアル（避難所運営マニュアル等）の作成・周知

等

社会教育（士等）の視点

- 災害時に、「行政がなんとかしてくれるだろう」ではなく、自分ごととして主体的に動いてもらうためには、**住民同士の学び合いの中で気付きを促す社会教育のノウハウや専門性を活用**することが効果的
- 地域のキーパーソンの発掘・育成など、**地域との関係性を高める**ことが重要

具体の取組・活動

- 地域全体で「共助」を**行動に移せる**ところまで理解してもらうため、防災マニュアルの作成過程で、学習テーマを「避難所」、学ぶためのツールを「マニュアルづくり」とした**地域住民が参加する「防災学習会」を実施**（住民同士の協議が、「次はどうする？」と**自発的・発展的に展開**するところまで促す）
- **社会教育主事時代に築いた地域とのつながり・関係性を生かして**、既存の地域のラウンドテーブルの活用や新たな組織的な活動の構築、市民への効果的な情報伝達を実施



社会教育人材（社会教育士等）の活動事例

今後、社会教育施設や学校、行政、民間など様々な場で、地域の学びと実践をコーディネートする社会教育人材の活躍が期待される

農業・地域づくり × 社会教育（島根県安来市）

農村RMO(※)の役割・業務

(※農村型地域運営組織)

- 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う

社会教育（士等）の視点

- 主要産業である農業に加え、地域全体の活性化を図るためには、**農業関係者だけでなく、地域住民全体を巻き込んでいく必要がある**
- **地域運営組織にも農業関係者だけでなく、幅広い人材が必要**
- そのため地域住民の**話し合いの場を創出することが効果的**

具体的取組・活動

- **地域ビジョンの作成**に向けて、地域の主要産業である農業活性化についての**アンケートを全世帯で実施**
- 住民が中心となって話し合いを進めるにあたって、県からの**派遣社会教育主事がオブザーバーとなり、公民館と連携して、世代別・全世代のワークショップなどをコーディネート**
- 話し合いを通じて、**地域全体にビジョンが浸透。新しい人のつながりと新たな人材発掘・育成につながり、農村RMOにも幅広い人材が参画**



公民館 × 社会教育（大阪府貝塚市）

公民館（主事）の役割・業務

- 地域住民の学習ニーズ等を踏まえた事業の企画・実施（講座の開設等）
- 公民館を活用して地域住民・団体等が行う活動の企画運営上の相談対応等

社会教育（士等）の視点

- 公民館を地域住民の**学び合いを通じた地域づくりの拠点**と捉え、公民館で実施する講座の参加者など**公民館利用者が、講座の中だけでなく生活の中でもつながれるよう地域との関わりを促す**ことが必要

具体的取組・活動

- 地域住民が参加してくれるのを待つのではなく、「出前講座」や「移動公民館」などの取組により**公民館が自ら出かけていくことで、地域との関わりを強化**
- 公民館職員だけでなく、講座参加者など公民館の**利用者にも、学校や地域に出かけてもらうため、社会教育施設の役割や意義を知ってもらう機会や実際の活動を共有**する場を設定
- 地域の多くの**団体やボランティア活動をつなぎ、支え、学ぶ場面を作ること**により、他者や地域に目を向け活動を広げていく機会を創出



社会教育人材（社会教育士等）の活動事例

今後、社会教育施設や学校、行政、民間など様々な場で、地域の学びと実践をコーディネートする社会教育人材の活躍が期待される

民間企業



社会教育

（株式会社ひらく）

本を用いた企画・プロデュース会社の役割・業務

- 「本」をはじめとする文化コンテンツを用いた事業、施策、企画・イベントの提案
- プロジェクトの企画・設計、クリエイティブディレクション、コンテンツ制作・運営等

社会教育（士等）の視点

- 行政や住民と連携しながら、地域の課題を理解し、解決していくというアプローチ
- 年齢や性別、学ぶ場所も関係なく、生涯を通じてその人がその人らしく生きていくという生涯学習の考え方

具体的取組・活動

- 間接的コミュニケーションの誘発によって地域住民をつなぐしかけづくり（住民が選んだ本を街中に展示し、それを別の人が手に取る等）。
- 本をはじめとする文化コンテンツを用いた場づくりや、図書館・公民館などの基本構想、基本計画策定業務のコンサルティング
- 参加者の「やりたい」を引き出すファシリテーションによるイベントやワークショップの運営
- 実際に現地に足を運び、地元の方と直接話して、外部の視点から街の魅力を発掘
- 「行政」と「地域住民」のハブの役割を担い、双方のニーズを汲み取りながら、本を起点とした公共空間を創出



NPO法人



社会教育

（NPO法人ezorock）

NPO法人ezorockの役割・業務

- 青年層のネットワーク拡大とともに、北海道の地域課題に対して、若者のアイディアやパワーを届ける事業を展開
- 活動を通して若者が自らの人生と社会を切り開いていく機会を創出等

社会教育（士等）の視点

- 様々な関係者と協働することで一人一人の力が引き出されるきっかけとなるという視点
- 行政（社会教育主事など）と連携し、自分の「まち」について自分たちで考え、話し合い、小さな取り組みを始めて、「まち」を作っていくという視点

具体的取組・活動

- 青年層向けに説明会を実施し、ボランティアに参加したい青年層（主に18～39歳）を受け入れ（年間250名以上）、北海道内における子供の自然体験活動から一次産業のお手伝いなど、地域づくり、環境活動の現場に都市部の若者が参画する機会、きっかけを創出
- 青年層の自発的な取り組みを支援するため、ボランティア活動に当たった動機付けを行い、当日から事後の振り返りまでをコーディネート（年間延べ300回・1,200名以上）
- 大学や教育機関と連携し、実習を受け入れることによって、現場実践型実習をコーディネート、青年層が他校の学生や異年齢の若者と出会う機会を創出

